

モーターボート競走法の一部を改正する法律案要綱

第一 第一条による改正関係

一 競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和

施行者は、国土交通省令で定めるところにより、競走の実施に関する事務の一部を他の地方公共団体、モーターボート競走会又は私人に委託することができることとする。 (第三条関係)

二 場外発売場の設置許可

舟券の発売等の用に供する施設を競走場外に設置しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととし、当該許可を受けて設置された施設を移転しようとするときも、同様とすること。

(第四条の二関係)

三 入場料徴収義務規定の見直し

施行者は、競走場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通大臣の承認を受けた場合には、入場料の徴収を要しないものとする。 (第七条関係)

四 勝舟投票類似の行為の特例

施行者の職員は、第二十七条第二号の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があるときは、国土交通大臣の許可を受けて、勝舟投票類似の行為をすることができるとすること。

(第九条の三関係)

五 払戻金の見直し

勝舟投票の的中者に対する払戻金の金額を、その競走についての舟券の売上金の額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を当該勝舟に対する各舟券に按分した金額とすること。

(第十条関係)

六 重勝式勝舟投票法の導入

1 勝舟投票法の種類に重勝式勝舟投票法を追加すること。

(第九条の四関係)

2 重勝式勝舟投票法の種別であつて勝舟の的中の割合が低いものとして国土交通省令で定めるもの（以下「指定重勝式勝舟投票法」という。）についての勝舟投票の的中者が不在の場合における売上金は、その金額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を、当該指定重勝式勝舟投票法と同一の種別の指定重勝式勝舟投票法の勝舟投票であつてその後

最初に的中者があるものに係る払戻金として加算するものとする。

(第十条の二関係)

七 日本船舶振興会への交付金の特例

1 施行者は、日本船舶振興会に交付すべき交付金の交付を法定期間内に行うことが著しく困難なときは、当該交付金の交付の期限を延長することができるものとし、この場合において、交付の期限の延長をしようとする施行者は、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないこととする。

2 1の協議をしようとする施行者は、その競走の事業の収支の状況及びその改善に必要な方策その他の国土交通省令で定める事項を定めた事業収支改善計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

(第十九条の二関係)

3 国土交通大臣は、交付の期限の延長の協議があつた場合において、施行者の競走の事業の収支が著しく不均衡な状況等にあり、かつ、事業収支改善計画の確実な履行を通じて、競走の事業の収支の改善及びこれによる交付金の安定的な交付が見込まれる場合に限り、同意をするものとする。

(第十九条の三関係)

4 施行者は、交付金の交付の期限を延長してもなお期限内に当該交付金を交付することが著しく困難

なときは、交付金の交付の期限を更に延長することができることとする。 (第十九条の四関係)

八 日本船舶振興会への交付金に係る別表の見直し

施行者が日本船舶振興会に交付すべき交付金の額を定めた別表第一及び別表第二を改めること。

(別表第一及び別表第二関係)

九 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第二 第二条による改正関係

一 船舶等振興機関の指定

国土交通大臣は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする一般財団法人であつて、二の業務（以下「船舶等振興業務」という。）に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、船舶等振興機関として指

定することができることとする事とする事。

(第二十二條の二關係)

二 船舶等振興機關の業務

船舶等振興機關は、次の業務を行うものとする事。

- 1 モーターボートその他の船舶、船舶用機關及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機關に対し、資金の貸付けを行う事。
- 2 モーターボートその他の船舶、船舶用機關及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助する事。
- 3 前二号に掲げるもののほか、モーターボートその他の船舶、船舶用機關及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興を図るため必要な業務
- 4 観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助する事。
- 5 前号に掲げるもののほか、観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るため必要な業務

6 第十九条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。
(第二十二條の三關係)

三 補助の業務の適正な実施

船舶等振興機関は、二二及び四の補助を公正かつ効率的に行わなければならないこととするとともに、船舶等振興機関から補助を受けて事業を行う者は、認可を受けた船舶等振興業務規程及び当該補助の目的に従つて、誠実に当該事業を行わなければならないこととする。 (第二十二條の四關係)

四 監督

船舶等振興機関は、船舶等振興業務に関する規程を定め、船舶等振興業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととする等所要の規定の整備を行うこととする。 (第二十二條の五から第二十二條の十四まで關係)

五 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第三 第三條關係

一 競走実施機關の指定

国土交通大臣は、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、二の業務（以下「競走実施業務」という。）に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、競走実施機関として指定することができることとする。

（第三十二条関係）

二 競走実施機関の業務

競走実施機関は、次の業務を行うものとする。

- 1 競技関係事務を行うこと。
- 2 選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録を行うこと。
- 3 選手の出場のあつせんを行うこと。
- 4 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練を行うこと。
- 5 前各号に掲げるもののほか、競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務

（第三十三条関係）

三 監督

競走実施機関は、競走実施業務に関する規程を定め、競走実施業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととする等所要の規定の整備を行うこととする。

(第三十四条から第四十三条まで関係)

四 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第四 附則

一 この法律は、平成十九年四月一日から施行することとする。ただし、第二の規定は同年十月一日から、第三の規定は平成二十年四月一日から、それぞれ施行することとする。(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとする。

(附則第三条から第七条まで、附則十二条から第十六条まで及び附則第十八条から第二十条まで関係)

三 関係法律について所要の規定の整備を行うこととする。

(附則第八条から第十一条まで及び附則第十七条関係)